

産業統計部会

第 17 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 17 回 産業統計部会
議事次第

日 時:平成 21 年 4 月 20 日(月)15:29 ~ 18:16

場 所:総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

特定サービス産業実態調査の改正について

3 . 閉 会

舟岡部会長 定刻より若干早いですが、予定されておられるメンバーの方は御出席ですので、ただいまから第 17 回「産業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続き「特定サービス産業実態調査の改正について」であります。今回が同議題についての最後の部会ですので、これまでの部会審議を踏まえて、答申案についての審議を行い、とりまとめたいと考えています。とりまとめる前に、前回部会で出された意見について調査実施者から回答をいただき、それについて審議を行った後、答申案の審議に移りたいと思います。

本日の部会は 17 時 30 分までの 2 時間を予定していますが、答申案をとりまとめた後に、今回の答申の審議とは離れて、皆様からサービス業統計に関する幅広い御意見等をお伺いし、議論を少しでも深められればと考えている事項があり、フリーディスカッションしたいと思います。したがって、18 時ごろまで時間を延長させていただくことを考えていますので、御了承いただきたくお願いします。

本日は、川本専門委員が少し遅れていらっしゃいます。出口委員は、所用のため御欠席です。

それでは、本日の配付資料の説明と併せて、4 月 6 日に開催された前回部会の結果概要、そして、4 月 13 日に開催された第 21 回統計委員会の本調査に係る部分の概要について、事務局から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 それでは、本日の議事次第の「4 配布資料」を見ながら、資料の確認をお願いしたいと思います。資料につきましては資料 1～3 まで、参考資料としまして参考 1～2、席上配布資料といたしまして 2 種類配らせていただいております。

1 つは、いわゆる部会長メモというもので「特定サービス産業実態調査の改正計画の審議に際して出された意見について(案)」でございます。

2 つ目は、先ほど部会長から御説明がありましたサービス業統計の整備の關係のフリーディスカッション用の参考資料ということで、私ども事務局でとりまとめさせていただいた資料でございます。

それでは、引き続き、参考 1 の「第 16 回産業統計部会結果概要(未定稿)」に基づきまして、前回の部会審議を確認させていただきたいと思っております。参考 1 をごらんいただければと思います。

「5 審議の概要」の(1)でございますけれども、前回部会におきましては、追加業種の調査票、調査事項、調査対象事業所の規模に応じた調査事項の精粗の設定につきまして、まず冠婚葬祭業、リース業等の關係の業界の有識者から意見を聴取し、その後、調査実施者から前回部会で出された意見等への回答が行われて、それを踏まえた形で審議が行われました。

審議の結果、調査票及び調査事項については、下にあります、のような指摘があったわけですが、そのほかの事項につきましては、改正計画の内容で適当と整理されたところがございます。

でございますが、学習塾につきまして、調査実施者から e-ラーニングの有無を質問として設定するという説明が行われたわけですが、今の設問の方法ですと、回答者が混乱するという御指摘があり、この設問の仕方につきましては、引き続き検討を要すると整理されたところござ

います。

でございますが、学習塾、教養・技能教授業において、フランチャイズ加盟の実態を把握すべきという指摘を踏まえまして、調査実施者の方から、これを含め 10 業種についてフランチャイズ加盟の有無を調査事項として設定するという説明が行われまして、これについては適当とされたところでございます。

(2)でございますけれども、集計事項の追加であるとか、標本調査方式の導入等々について審議が行われて、基本的にこれらについては改正計画の内容で適当と整理されたところでございます。

次に、(3)の主な審議の概況について、御説明したいと思います。

2 ページ目でございますけれども、まず審議協力者からの意見聴取の段階での議論でございます。

「『冠婚葬祭業』関係」につきましては、にございますように、葬祭ディレクターの数を把握する趣旨が、質の高いサービスの提供の把握ということであれば、結婚式場においてもブライダルプロデューサーというものが資格としてあるので、これも把握した方が参考になるのではないかとこの審議協力者からの御意見があったところでございます。

「『リース業』関係」では、昨年4月にリース会計の会計基準が改正になったことを踏まえて、今回の計画で時系列的にちゃんとした調査ができるのか、データの継続性に問題がないのかというような議論が行われたところでございます。

下の方でございますけれども、審議に入ってから意見交換でございます。

調査事項関係のでございます。学習塾についてe-ラーニングの有無のみの調査事項では、教室でパソコンを使って学習する方法とインターネットを利用する通信教育との区別がつかなくなって、調査対象等に混乱を招くおそれがあるのではないかと。したがって、もう少し回答者に分かりやすくすべきであるという意見がございました。

でございますが、学習塾につきましては、今回の調査で経理項目を把握することになるわけですが、本調査の対象でない各種学校である予備校、進学塾等についても、経理項目を把握して、相互に活用すべきではないかという意見がございまして、これらについて経産省、文科省において、今後検討してもらいたいという意見があったところでございます。

でございますが、本調査の調査票の中で、売上高の割合などをパーセントで答える形式をとっているわけですが、そうではなくて、実数である金額で記入する方が記入し易いということも有り得るのではないかと。それにつきましては、今後、十分検討をしてもらいたいという要望があったところでございます。

集計事項等の関係でございますけれども、本調査の標本調査化によりまして、地域別表章の精度を上げるために、標本数を増やしたいという都道府県が一部にある。そういった県については、標本数をプラスして割り振るような措置はとれないかという御意見があって、それにつきましては、調査実施者の経産省からリソースを提供し、独自にやっていただくという方法を検討しているという回答があったところでございます。

次に、調査方法等についてです。

でございますけれども、欠測値の補完につきましては、具体的な補完方法を公表するなど、補

完方法等について評価できるようにすべきではないかという意見がございました。

一方、 にございますように、欠測値の補完については、ここでその詳細な方法を決めるのではなくて、具体的にどのような方法で行うかについては、今後、調査実施者が検討して決めることができるような余地を残すことが適当ではないかという意見もございました。

でございますが、今回コールセンターを設置することを予定しているわけですが、コールセンターにおいては、回答の督促を行わないのかという御質問があって、調査実施者からは、今回のコールセンターの利用については、都道府県経由の 22 業種の調査における調査員の業務を補助する役割を担ってもらうことを想定して、一義的な督促は調査員によることとしているという回答があったところでございます。

前回の部会の結果概要については、おおむね以上のとおりでございます。

それから、参考 2 をごらんいただきたいと思います。

4 月 13 日の第 21 回統計委員会におきまして、これまでこの部会は 3 月 12 日、4 月 1 日、4 月 6 日と 3 回部会を開催してきたところでございますが、その部会の開催状況について、舟岡部会長から本委員会に説明が行われました。その説明について、委員長を含め委員等から意見等があったところでございます。これは私ども事務局の方のクレジットでとりまとめさせていただいたものでございますが、参考 2 で主な意見をまとめさせていただきました。

まず最初の でございますけれども、本調査の対象とされていない経済産業省以外の省庁所管の業種に関する統計については、どのように整備するのか。また、どのように今後議論を進めていくのか。それから、本調査とサービス産業動向調査等との関係は、ちゃんと整理できているのかという意見が委員長からあったところでございます。

それについて部会長からは、次回の部会で、先ほど御説明があったように答申案について審議を行った後、本調査の企業単位で調査する業種と経産省の企業活動基本調査との関係、特定サービス産業動態統計調査とサービス産業動向調査との関係などの整理を含めて、それについて一度部会等でフリーディスカッションをしてみたいという回答があったところでございます。

2 点目でございますが、サービス業に関する統計調査の整備について、関係府省はどう考えているのかという委員長からの御質問がございました。

それについては、まず経済産業省から本調査と経済産業省企業活動基本調査や特定サービス産業動態統計調査との関係については、もう一度整理する必要があると認識しているところ。ただ、基本計画で行うこととされております産業関連統計の体系的整備の一環としても検討していきたいという回答がありました。

そのためにも、まず経済センサスをきちんと実施して母集団をしっかりと押さえることが重要である。その上で、例えば主業とアクティビティーベースの調査のどちらの立場に立って調査をすべきかといった本質的な問題についても、きちんと検討していきたいという回答があったところでございます。

それから、サービス産業動向調査を実施しています総務省統計局からは、サービス産業動向調査は Q E への活用を第一に考えている。そのためには速報性や回収率を重視し、複雑な調査事項とし

ないようにしたいという基本的な考え方が示されました。ただ、本調査との性格は異なるけれども、整合性をとることは重要であると認識しているという回答があったところでございます。

3点目については、本調査の調査事項について、この部会の審議を通じて3階層に区分して整理されたところでございます。1階については、業種横断的な事項。2階については、ここにありません時系列的な構造を把握する事項。3階としては、業態変化に応じた構造を把握する事項。こういう整理がされたわけですが、これについては、どういう中身なのかということで、委員から御質問がございました。

それに対して、部長から、本調査は今回の標本調査化によって母集団復元が可能となり、業種間比較ができるようになったため、年次構造統計調査としての性格に加え、年次動態統計調査としての役割も持ち、業種固有の事項に係る動態の把握について検討が行えるようになった。このため、調査事項を3階層で整理してみたものである。具体的には、2階層については、時系列で把握するときに入場者数や取扱い件数など業種に応じて年次でどう変化したかを把握するような事項である。3階層に区分したところは、新しい取組みなどが出てきたときに、それがどのぐらいの規模に達しているかなどを適宜把握するような事項である一方で、意味がなくなれば廃止しても差し支えないような事項であるという回答が行われたところでございます。

先般の統計委員会での御議論は、おおむね以上のとおりでございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

参考1のように前回部会の結果概要がまとめられていますが、これについて御意見ございますか。よろしいでしょうか。特段の異論がないということで、結果概要については御了承いただいたものといたします。

参考2は、統計委員会における質疑応答ですが、何か質問等がありますでしょうか。よろしいですか。これに関して、答申案の審議が終了した後、サービス業について統計をどう整備していくか、といったことをめぐって御意見をいただきたいと思っております。

それでは、審議に入ります。答申案の審議に入ります前に、ただいまの事務局からの結果概要の説明にもありましたように、前回部会において、調査事項の一部について意見が出されました。

具体的には、冠婚葬祭業において、葬儀ディレクターの数と同様にブライダルプロデューサーに関する調査事項を追加するのが適当ではないか。これは協会の方から出された要望であります。その調査事項を追加することの可否。

それから、学習塾の調査票においてはe-ラーニングに関する調査事項について、どのような設問にするか。

以上の2点の意見について、調査実施者から資料1で回答が示されていますので、最初に調査実施者から資料1について説明をお願いいたします。

経済産業省 それでは、資料1でございます。

まず1点目、ブライダルプロデューサーに関する調査事項の追加という御要望でございますけれども、前回の部会終了後、業界を通じまして少し調べさせていただいたところでございます。御指摘のブライダルプロデューサーにつきましては、国などの公的機関が認定をした資格ではございま

せん。

下の方に少し整理をさせていただいておりますけれども、ブライダルプロデューサーに類似をしたというのでしょうか、同様の名称の資格が種々ございます。

認定主体ごとに類似の資格制度が多数構築されているわけがございますけれども、それぞれの資格認定基準などが内容的にまちまちとなっております。そういうことで、統一的な観点から人材の質を評価したものとはなっておりません。ということで、これらをひとまとめとして結果を集計しても、当該産業の特性事項の実態を把握したとは言えないのではないかと考えております。そういうことで、今回御指摘をいただきました内容を把握するための調査事項には設定しないをしたいと考えております。

なお、我々が葬祭ディレクターということで今回設定をさせていただいている資格でございますけれども、これは葬祭ディレクターということで、国が技能審査認定ということで指定をしている唯一の資格ということで、今回設定をさせていただいたところでございます。

以上がブライダルプロデューサーに関する回答でございます。

引き続きまして、学習塾調査票のe-ラーニングに関する調査事項についてでございます。

これも前回の部会終了後、業界の方なり、実際に企業の方に少しお話を聞かせていただきました。確かに御指摘の点につきましては、紛れがあるということで、今回インターネットを活用した指導方法の採用の有無という表現に設問のワーディング工夫させていただければということで、下の方に「変更前」「変更後」ということで設問のイメージを掲載させていただいております。

インターネットを活用しました指導形態の詳細でございますけれども、大手の学習塾では、需要サイドの要求から見ても、対面で直接指導する方式というのが学習塾では原則ということで、当該形態、つまりインターネット等を利用した指導の形態につきましては、指導方式の補完のツールとして位置づけられているということがございまして、当該形態の収入につきましても全体の1%未満ということで、学習塾関係者の方に聞くところでは、今後ともこの状況は大きく変化しないであろうと想定しているということでございます。

こういったことございまして、調査事項の設定内容につきましては、インターネットを使うことにより実現可能となった学習形態の補足といった視点に立った設定に絞った形で、明確にして設定をさせていただければということです。

今後につきましても、こういった内容を把握した後、分析等を行って、その必要性について検討させていただければと考えております。

以上の2点でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

「『冠婚葬祭業』に『ブライダルプロデューサー』に関する調査事項を追加する必要があるのか」について、いかがでしょうか。

経済産業省では、葬祭ディレクターは国の資格であって明確であるけれども、冠婚の方のプロデューサーは協会によってそれぞれ資格認定がまちまちであって、どこをとらえることが適当であるのか必ずしも明快ではない。したがって、今回は調査事項として追加することは考えないというこ

とですが、いかがでしょうか。どうぞ。

美添部会長代理 この間、話を伺った互助協会では確かにブライダルプロデューサーを資格として認定している。互助協会で設定した資格なので、彼らにとっては意味のある資格ですが、今の説明ですと、協会によって基準が違うため、統一的に判断できないということももっともだと思います。

今回は御提案でいいと思いますけれども、将来的に何らかの技能が広く認知されてくるのであれば、また考える余地は残してもいいのではないかと。今回の説明は納得できますが、先ほどの1階から3階までですと、3階でこういうものを補足するという仕組みをつくったわけですので、検討の余地は将来に向けて残すということではいかがでしょうか。

舟岡部会長 いかがでしょうか。ほかにございますか。どうぞ。

岡室専門委員 私も今回の御回答は妥当だと思います。

将来の資格の変化はわかりませんが、1つの検討の方向性として、例えばここに婚礼業経験何年以上とありますけれども、業務経験何年以上が何人とか、そういった聞き方も今後の検討の方向としてあり得るかと思いますが、いかがでしょうか。

舟岡部会長 ほかに御意見ございませんか。

将来的に、プロのブライダルプロデューサーをとらえることの必要性については、協会の方も委員の方々も認識されておられるようですので、今回、調査事項としてブライダルプロデューサー等に関する調査事項を追加することは考えないとしても、今後、その実態を踏まえて、そのようなスキルを持つ人がどれくらいいるのかがとらえられるような取組を目指していただけたらと思います。

続きまして、 の e-ラーニングに関する調査事項についてです。

e-ラーニングにはいろんな教育のやり方が包含され、設問として適当ではない。もう少し明確になるように調査事項を設定した方が、記入者にとっても紛れがない。そういう御指摘を受けて、実施者で資料にありますように変更したいということになります。

これについて、今日は御欠席ですが、出口委員にもお示ししましたか。していないですか。

経済産業省 しておりません。

舟岡部会長 そうですか。伺ってあるとよかったですね。出口委員からの指摘と御意見があって、変更することになりましたので。

これについていかがでしょうか。

注で何か誤解は生じませんか。「注：インターネットを活用した指導方法とは、インターネットによるパソコンや携帯端末等を用いた授業及び学習教材の提供などをいいます」。これは表現の問題ですが「指導方法とは」の結びが提供でよいのでしょうかね。どうですか。

乾統計委員会担当室長 「方法とは」で始まって「提供などをいいます」というのは、確かに日本語的にはやや不自然かもしれませんが。

舟岡部会長 土屋専門委員、いかがですか。

土屋専門委員 最初のところも「指導の有無」とすると、すごくシンプルになる気がします。

舟岡部会長 なるほどね。

岡室専門委員、どうぞ。

岡室専門委員 言葉の問題でしょうけれども「指導の有無」とするよりは「採用」という言葉があった方がいいと思います。つまり、その学習塾は事業者として体系的にこういった方法を取り入れているということが多分判断の基準として大事なのであって、たまたまあるときにある先生がこうやったからと誤解されてはいけないと思うので、やはり「採用」という言葉があった方がいいのではないかというのが私の考えです。

あと、先ほど部会長がおっしゃった注の中ですけれども、これは「インターネットによる授業及び学習教材の提供」へつながるわけですね。その間に「パソコンや携帯端末等を用いた」というのが説明として入ると理解してよろしいでしょうか。「インターネットによるパソコンや」とつながって、何となく意味がとりにくいので、それでしたら、倒置して「パソコンや携帯端末等を用いたインターネットによる授業」の方が、回答者としては紛れがないかと思います。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

実施者から何か御意見はありますか。

経済産業省 表現ぶりの話でございますので、わかりやすいということであれば、特段問題はございません。

美添部会長代理 今、決めなければいけないのですか。

舟岡部会長 最後でもいいです。何か意見があったら、どうぞ。

美添部会長代理 意見は全くないです。趣旨としては間違いはないということで合意を得ていますし、そもそも業界団体、関連企業にヒアリングをして、これで誤解はないと確認されているということですので、詰めるのでしたら、部会長に一任でもいいのではないのでしょうか。

舟岡部会長 よろしいですか。

それでは、出口委員からも御意見があるかもしれませんが、出口委員の意見も聴取して、最終的に調査事項の確定については、私に一任させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

美添部会長代理 事項は確定で、文言ですね。

舟岡部会長 調査事項の表現です。

よろしいでしょうか。それでは、e-ラーニングに関する調査事項のワーディングについては、私に御一任いただくということで、以上で、前回いただいた指摘事項については、了承されたものいたします。

それでは、答申案の審議に入ります。

まず、事務局から答申素案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から答申素案の朗読をさせていただきます。

諮問第15号の答申

特定サービス産業実態調査の改正について（素案）

本委員会は、経済産業省が実施を予定している特定サービス産業実態調査の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

ただし、以下の『(2)理由等』で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

(2)理由等

ア 調査対象業種

調査対象業種については、既存の21業種に加え、「冠婚葬祭業」、「映画館」等の対個人サービス業に係る7業種を新たに追加する計画である。

これについては、経済成長戦略大綱の指摘等を踏まえた措置であり、サービス業統計の整備にも資するものであることから、適当である。

イ 調査票及び調査事項

(ア)追加業種の調査票及び調査事項

追加する7業種の調査事項については、各業種ごとに7種類の調査票により、各業種の特性に応じた調査事項を設定する計画である。これについては、本調査の目的である各業種の特性を明らかにするものとなっているため、おおむね適当である。

しかし、統計法第10条第1号(本統計の作成目的に照らした必要性・十分性)の観点から、学習塾については、今後インターネットを活用した指導方式が伸展することが想定されることから、その有無を、また、フランチャイズの形態を採る事業所とそうでない事業所とでは、売上高、営業費用等が異なるため、当該形態の事業所が含まれる業種(10業種)について、その加盟の有無を、それぞれ調査事項として追加することにより、業種特性の適切な把握を行うことが必要である。

(イ)事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定

母集団の規模が小さい7業種を除く21業種について、従業者4人以下の小規模事業所については、調査事項の簡素化を図る計画である。これは、前回調査に係る統計委員会の答申における指摘を踏まえ、事業所規模により事業活動に差異があることを考慮するとともに調査客体の負担軽減を図る観点から、措置するものであり、適当である。

しかし、計画では、調査対象が調査実施時点で従業者数を記入し、5人以上であればすべての調査事項に回答し、4人以下であれば簡易な調査事項のみに回答することとしており、この方式ではいわゆる「簡易回答への逃げ込み」が発生する恐れが大きく、適正な調査結果を得られないことが想定される。このため、統計法第10条第2号(統計技術的な合理性・妥当性)の観点から、この「簡易回答への逃げ込み」を防止するため、調査に当たって、調査実施者が調査対象名簿を基に、調査票を配布する時点で規模を下回る調査対象について、回答しなくてもよい事項をプレプリントにより明示し、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、事後的に、調査実施者が欠測値として処理する方式を採用することが必要である。

ウ 調査方法

(ア)標本調査方式の導入

本調査については、これまで全数調査で実施して来たが、今回から、母集団規模が小さい7業種

を除く 21 業種について、売上高をベースとして標本設計を行い、標本調査を導入する計画である。

これについては、前回答申における指摘を踏まえ、結果精度を確保するとともに、地方公共団体等の実査対応能力を勘案した結果であり、適当である。

(イ) 調査員調査と郵送調査の併用等

a 事業所を対象とする 22 業種については、地方公共団体を経由する調査員調査方式で実施するとともに、企業を対象とする 6 業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式で実施する計画である。

これについては、地方公共団体及び統計調査員の事務負担や調査結果の都道府県表章の有無を考慮したものであり、適当である。

b また、調査対象や統計調査員からの問い合わせに適切に対応するため、民間事業者を活用し、コールセンターを設置する計画である。

これについては、地方公共団体等の業務量の軽減や、調査の円滑な実施に資するものであるため、適当である。

エ 集計事項

(ア) 集計事項の見直し

a 7 業種の追加に伴い、調査事項に対応して集計事項を変更する計画であるが、これについては、統計需要に対応したものとなっており、おおむね適当である。

しかし、上記「イ - (ア)」において指摘した調査事項の追加に伴い、それに即した集計事項を追加することが必要である。

b また、標本調査方式の導入に伴い、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計や都道府県表における政令指定都市別集計など、精度が著しく低下することが想定される集計については、基幹統計としての結果表章を行わない計画である。

これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であり、やむを得ないと考える。

(イ) 欠測値の補正

本調査はこれまで回収結果を単純集計する方法を採ってきたが、標本調査の導入に併せて、しっ皆層の欠測値の補正について、原則、層内の平均値により、補完することを計画している。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、集計結果の精度の向上が期待できることから、適当である。

ただし、補完の手法については、今後、データの蓄積等を踏まえ、更に適切なものとなるよう検討を行うことを期待する。

オ その他

a 本調査と直接的に重複する他の基幹統計調査は認められず、他の基幹統計調査との間の重複は、合理的と認められる範囲を超えていないものと認められる。

b なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、本調査についての直接的な指摘は認められない。

2 今後の課題

前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

犬伏統計審査官 事務局から補足的に説明させていただきます。

今回の答申は、4月1日に新法が全面施行される最初の答申になります。このため、若干今までの書き振りと変えたところがございます。この答申は、単に答申と書いてございますが、当然実際の答申に当たっては、統計委員会委員長から総務大臣あてのあて名書きが頭に付くこととなります。

記以下でございますけれども、まず1の「(1)適否」を記述しております。「(1)適否」の中で、計画を承認して差し支えない。「ただし」ということで、以下「(2)理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。従前ですと、ここにおきまして、以下の「(2)理由等」において記述したことについて留意が必要という言い方をしてきたのですが、今回は計画を修正することが必要だということで、総務大臣がこれを受け取って承認する際に、指摘した事項については承認の条件といいますか、要は修正がないと認めないという厳しい指摘という趣旨で書き分けをしております。

条件として指摘したところについて簡単に述べますと「(2)理由等」以下でございます。

その中のイの(ア)の「しかし」以降でございますけれども、調査事項の追加、調査票の設定についてはおおむね適当として、しかしながら、以下の修正が必要だということを明示的に書いてございます。

その指摘の根拠としては、統計法第10条第1号で本統計の作成目的に照らした必要性・十分性の観点から、本当に今の調査事項が十分かつ必要不可欠なものになっているかどうか。2点ほどなっていないという指摘でございます。

1つは、先ほど議論がございました学習塾について、やはりインターネットを活用した指導というのは今後も伸展が想定されることから、それを取ることが必須である。

2点目として、フランチャイズの形態を採る事業所とそうでないところで費用構造等が異なることから、加盟の有無を取ることも必須であるということで、適切な把握を行うことが必要である、としています。これはそのように修正しないと認めないという趣旨でございます。

「(イ)事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」でございます。

これにつきましても「しかし」以降で条件を付しております。当初の計画では、ここに書いてございますように、調査実施時点で従業者の規模を調査対象が判断して記入するという方式であったわけですが、これについては、調査技術上、適正な調査結果は得られない。このため、統計法第10条第2号の統計技術的な合理性・妥当性の観点から、そういう逃げ込みを許さないために、こうい

う措置が必要だ。もし規模の変更があった場合は、事後的に欠測値として処理する方式を採るべきであるということが必要だという条件でございます。

エの(ア)のaのところでございますが、専門委員にお送りしたときは「しかし」以降が書いてなかったと思いますけれども、調査事項が追加になりますので、当然それに付随しまして、集計事項を追加することが必要だということで、これも条件として付したところでございます。

3ページの「(イ)欠測値の補正」については「ただし」と書いてございます。「ただし、補完の手法については、更に適切なものになるよう検討を行うことを期待する。」ということで、これは条件というより、要望という形で整理させていただきました。

「オ その他(P)」となっておりますが(P)は外していただければと思います。従前でしたら、a、bという項目はないわけでございます。そして、基幹統計調査との重複の関係につきましては、統計法上の第10条第3号に該当するところでございますが、これについて直接重複するものがあれば、やはり1項を起こして書くべきところでございますが、今回については直接的な重複はないということで「オ その他」というところでバスケットクローズの中に入れさせていただきました。

bは公的統計の整備に関する基本計画との関係でございますが、本来この基本計画の中で何か述べているということであれば、統計委員会の役目として基本計画のフォローアップも必要でございますので、そういったことを1項起こして書くことになろうかと思いますが、特サビ実態統計調査については、特段の指摘が認められないので「オ その他」の中に直接的な指摘は認められないということで、簡素化して書いたという整理でございます。

補足は以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

この4月から改正統計法が全面的に施行され、それに合わせて、答申案についての記述の仕方が若干変わってきています。

それでは、審議の進め方として、資料3の答申素案について、項目ごとに審議していきたいと思えます。

「1 承認の適否とその理由等」で「(1) 適否」では、3点で計画を修正することが必要であり、そのことを前提として、計画を承認して差し支えないとしています。これについて、よろしいですか。問題ありませんね。

それでは、原案どおり御了承いただいたものといたします。

「(2) 理由等」の中の「ア 調査対象業種」では、既存の21業種に加えて、7業種を新たに追加する計画であり、これについては、サービス業統計の整備にも資するものであることから、適当であるとの記述となっております。これについて、御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

美添部会長代理 今回の追加によって、経済産業省の所管するサービス業は、ほぼすべてが網羅されたことを明示しなくても、ここに経済成長戦略大綱と書いてあるので、理解できるという解釈でよろしいのですね。

舟岡部会長 網羅はしていないでしょう。

美添部会長代理 ほぼ網羅したのではないのですか。これ以上積極的に追加すべき業種は、何かありましたか。

犬伏統計審査官 細分類レベルでは、その他の技術サービス業に含まれるプラントエンジニアリング業とかそういうものはあるのですけれども、基本的には今回の7業種の追加でほぼ網羅した形になります。

舟岡部会長 3回前の改定ですかね。小分類ベースで対象業種を設定することとして、小分類に達していない所管の業種については、特定サービス産業実態調査の対象から外しています。これらについては所管が各府省で入り組んでいますから、その間の調整が図られることによって、将来的にはそれらの業種まで含めて調査が実施される可能性は非常に高いと思います。

美添部会長代理 わかりました。反対意見ではないので、書きぶりはこれでいいと思います。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので「ア 調査対象業種」については、原案どおり御了承いただいたものといたします。

「イ 調査票及び調査事項」の「(ア) 追加業種の調査票及び調査事項(P)」については、いかがでしょうか。おおむね適当である。しかし、 と の2点について、必要な修正を行うこととしております。これについていかがでしょうか。文章表現等も含めて、何かお気づきの点がありましたら、御指摘ください。

「伸展」はこの字でよかったですか。「進」ですか。

犬伏統計審査官 伸びて広がる、展開するといった趣旨です。

舟岡部会長 なるほど。伸びて展開するのですね。

どうぞ。

美添部会長代理 (P)となっている点は、先ほどの議論で解決できていますので、(P)はとれていると思います。

なお、調査票の文言を多少修正される余地があるとすると、インターネットを活用した指導方式云々という表現も調査票に併せて、修正の余地があると思います。ここの部分に限ってですが、最終的な文言は、この趣旨に沿って部会長に一任しておかないと困るのではないかと思います。いかがでしょうか。

舟岡部会長 ありがたい御指摘ですが、部会長に一任されて変更があるのは、調査事項の表現の仕方だけに限られていると思いますので、多分、答申案の修正にまでは及ばないのではないかと思います。

美添部会長代理 指導方式が伸展することが想定されるで「する」が2回続くのは、国語の先生に批判されそうな気がします。

舟岡部会長 なるほど。そうしますと「今後インターネットを活用した指導方式の伸展が想定されることから」と修正しますか。いかがでしょうか。ただ今、提案がありまして「今後インターネットを活用した指導方式の伸展が想定されることから、その有無を」と修正した方が適当だろうという御指摘で、そのとおりだと思いますので、そのように修正したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

岡室専門委員 言葉の問題ですけれども、最初の行で「各業種ごとに7種類の調査票により」とありますけれども、これはそのまま読ますと、業種ごとに7種類ということは、都合49種類となります。勿論わかる人はわかるのですけれども、例えば「各業種ごとに異なる」とか「業種ごとに別の」などの言葉に変えた方が正しいのではないかと思います。

舟岡部会長 なるほど。

岡室専門委員 それだけのことです。

舟岡部会長 「各業種ごとの7種類の調査票」ですか。

岡室専門委員 それでもよろしいと思います。

舟岡部会長 できるだけ少ない修正だとうなります。それ以外に何か適当な表現があれば、お願いいたします。

岡室専門委員 業種によって調査票が異なるということです。したがって「業種ごとに異なる調査票」でもいいと思います。

舟岡部会長 「各業種ごとに異なる7種類の調査票により」にします。そうしますと、その次の「各」は要らないですね。「業種の特性に応じた調査事項を設定する計画である。これについては、本調査の目的である業種の特性を明らかにするものとなっているため、おおむね適当である」。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

土屋専門委員 調査票のところで指摘すべきだったかもしれないのですが「フランチャイズ」という言葉は、間違えなく伝わる言葉として適当なのでしょうか。ほかにいい言葉がすぐに出てこないのですけれども、間違えなく伝わりますでしょうか。

舟岡部会長 商業統計で使っていますが、サービス業関係ではどうですか。誤解は生じませんか。

経済産業省 団体もフランチャイズチェーン協会という名称でありますし、一般的に使われていると思います。

例えば自分がフランチャイズチェーンに加盟しているか、していないかとか、あるいはフランチャイズチェーンとして展開をしている事業者かどうかというのは、一般的に自覚をしていると思います。

例えば「フランチャイズ」ではなく「フランチャイズチェーン」と入れるかどうかというのはあるかもしれませんが「フランチャイズ」という言葉は、業界的に一般的に了解している言葉だと思っております。

舟岡部会長 鈴木専門委員、何か補足はありますか。

鈴木専門委員 同じくフランチャイズのところですが、このときの議論については、例えば広告宣伝費ですとか、そういう経費項目が異なるのではないかという話があったと思います。フランチャイズに入っている方が売上高が大きいだろうという推測は成り立つかもしれませんが、必ずしも調査の事前においては判明しておりませんので、売上高というのは必要かどうかということにやや疑問があります。

舟岡部会長 どうぞ。

犬伏統計審査官 事務局としてこだわりはないのですが、当時の議論の中に、例えばフランチャイズであれば、価格設定、単価設定を本部の方で決めてくるということがあって、売上高にも影響があるのではないかという議論もあったと思いましたので、それを含めて、売上高、営業費用等と書かせていただきました。したがって、そこまで気を遣う必要はない、営業費用等の中にそれも含めてということであれば、それはそれで結構かと思います。

舟岡部会長 収益性等を比較するとき、フランチャイズに加入しているか、加入していないかによって違いがあるので、そこは区分してとらえられるようにしたいという趣旨かと思います。よろしいでしょうか。

鈴木専門委員 はい。

舟岡部会長 私が言うのも変ですが、下から2行目の「それぞれ調査事項として」の「それぞれ」は、何でしたか。

犬伏統計審査官 、 の調査事項ということです。

舟岡部会長 それだと、上の方は加盟ではないですね。

美添部会長代理 と があるから「それぞれ」はない方がいいような気がします。

舟岡部会長 「それぞれ」はなくしてもいいでしょう。「調査事項として追加することにより、業種特性の適切な把握を行うことが必要である」。いかがでしょうか。わかりやすい表現がいいと思います。

そのほか(ア)で御意見はありますか。どうぞ。

篠崎専門委員 済みません。ちょっと基本的な質問かもしれないのですが、フランチャイザーとフランチャイジーの両方が調査対象になっているのですか。多分重複されますね。それはないのでしょうか。

舟岡部会長 これは加盟の有無だから、加盟店の方だけだと思います。

篠崎専門委員 わかりました。ありがとうございます。

舟岡部会長 ほかに何かありますか。

なければ、文章の修正についてであります。第1行目「各業種ごとに異なる」を追加する。

2行目の頭の「各業種」の「各」をとる。

3行目の同じく「各業種」の「各」を除く。

2段落目の3行目の「指導方式の伸展が想定されることから」に修正する。

その下の「それぞれの調査事項として」の「それぞれ」を取り除く。

以上のような修正でよろしいでしょうか。

それでは、このような修正の下で(ア)については、御了承いただけたものといたします。

続きまして「(イ)事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」のところ、いかがでしょうか。これも今回の計画を修正することについて指摘していて、その修正が必要であるとしております。いかがでしょうか。どうぞ。

美添部会長代理 部会での議論でも回答への「逃げ込み」という表現が使われたことは確かですが、「逃げ込み」という用語は余り適切ではないように思われます。もっとふさわしい用語があれ

ば、それに置き換えていただきたいです。

舟岡部会長 何かありませんか。

川本専門委員 「簡易回答への選好」はどうでしょうか。

舟岡部会長 簡易回答への何ですか。

川本専門委員 選好です。選ぶ好むです。

舟岡部会長 なるほど。

川本専門委員 よくわかりませんけれど。

舟岡部会長 その方が無難かもしれません。何かありますか。

「逃げ込み」という表現が余り適当ではないとすれば、確かに「簡易回答の選好」が良いですね。

川本専門委員 そうですね。

舟岡部会長 その表現の方がやわらかいですね。

土屋専門委員、いかがですか。

土屋専門委員 いいと思います。

舟岡部会長 それでは「この方式ではいわゆる『簡易回答の選好』が発生する恐れが大きく」と修正することといたします。

美添部会長代理 3行下もそうですね。

舟岡部会長 そうですね。3行下も同様です。

どうぞ。

川本専門委員 質問ですけれども、私が大変基本的なことがわかっていないのかもしれませんが、4人以下を試してみる、そういうことにしますね。例えば今のような簡易回答ばかりが起こってしまうということがあったときに、見直しというのは、どういう時点で、どういう契機をもって、やり方がよかったのかどうかということを考えていくのでしょうか。

舟岡部会長 済みません。もう一度お願いします。

川本専門委員 例えば4人以下と5人以上を分けるという基準を何らかの時点で見直すとか、そういうことはどういうことになるのでしょうかという質問です。

舟岡部会長 母集団の分布で、ある一定以上の売上高が見込めるのが4人超の区分だったのですね。

経済産業省 はい。今回は既に御説明を申し上げましたとおり、売上高のおおむね8割をカバーできているかどうかというところで基準を設けさせていただいておりますので、今後、調査の結果を見させていただいて、もしその基準が変わるようであれば、また、しかるべき分析をさせていただいて、必要があれば諮問をさせていただくような形になろうかと思います。

川本専門委員 適宜諮問をなさるといというのはそれで構わないと思うのですが、お役所なので、見直しの事項を入れておかないと、前例がずっと踏襲されて、現場の方がお困りになるとか、そういうことはないのかというのが心配です。特にここにということではないのですけれども、心配になって発言をさせていただきました。済みません。

舟岡部会長 なかなか変えにくいところでしょうね。

川本専門委員 3年に一度見直すというルールをつくっておくとか、別に見直しが適宜できるのであればそのような見直し条項なしという方が、実務上いいのかどうかということです。それを3年ごとに見直さなければというきまりをつくると、また審議会を開かなければいけないから大変だということであれば、またそうではない方がいいかもしれませんし、その辺のほど合いがわからないので、その辺はいかがかなと思いました。

舟岡部会長 いずれにしても、これは調査対象の変更であり、特に対象の違いによって配り分けが行われるという大きな変更を要することになるとすれば、諮問に必ずかかると思います。

ですから、先ほど実施者からの説明にありましたが、売上高等の分布に大きな変化があった場合や、調査客体に詳細な事項を調査して、実際に適切に回答してもらえるかどうか。そして、その結果が本当に意味のある結果であるかどうか、ということも勘案しながら、時代の変化に合わせて区分を検討することになるのだらうと思います。ここは少し時間をかけて、じっくり検討していただくということによろしいですか。

川本専門委員 はい。

舟岡部会長 こういう御意見も踏まえて、絶えず見直しを意識しながら検討を継続して、適切な区分とするように心がけてください。

ほかにいかがでしょうか。

このやり方は、私の知る限り、特定サービス産業実態調査が初めて取り入れる方式ですので、その結果としてどういう集計につながるのか大いに期待できます。そこで望ましい集計結果が得られたとしますと、ほかの統計調査等にも適用される可能性が非常に高いだらうと私は予想しております。

何かありますか。どうぞ。

美添部会長代理 最後の数行で「調査票を配布する時点で規模を下回る調査対象について」云々がきて「調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には」ということですから、4人以下の名簿で調査した結果、5人以上であった場合には、事後的に処理すると読めるのです。

逆に5人以上であったときに調査した場合は、ここでは書かなくてもよいという判断をしているわけですね。これは5人以上の場合と4人以下の場合の両方で名簿の作成以降の変動はあり得るのですが、片方だけを書くということによろしいのですか。

舟岡部会長 ふたを開けてみないとわからないということではないですかね。5人以上から4人以下の下位階層への移動の数が少なければ、5人以上について調査をお願いしていながら、その情報を生かさないという処理になるでしょうし、階層移動があった事業所が数多くあった場合については、その情報を参考情報として、何らかの形で提供するということもあり得るかもしれない。これは初めて取り入れた方式で行う調査でもありますので、やってみなければわからないというのが正直なところだと思います。

美添部会長代理 だから、書かないということなのですか。

舟岡部会長 基本的にはそれほど大きな移動はなかりうという判断です。

美添部会長代理 反対しているわけではないのですが、そういうことだったら、詳しく書き過ぎていると思います。事後的に欠測値として処理云々というのは、「事後的に処理する方法」と書けば、上から落ちた場合も下から上がった場合も両方含まれるわけで、欠測値云々はやり過ぎではないですか。

舟岡部会長 ただ今の御指摘を踏まえれば、事後的に処理する方式を採用することが必要であるとする。そうすると、その上の表現も変えますか。そうすると、選好を防止するためのところと合わないですね。

美添部会長代理 いいのではないですか。プレプリントして明示すれば、選好は防止できるということは明らかですから、問題は「プレプリントに明示し」の後です。「調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には」というのは、素直に読むと、下回る場合も上回る場合もあるわけです。規模を下回る調査対象4人以下についてだけプレプリントです。結果的に4人以下と5人以上で入れ替わりがある。つまり、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、調査実施者が事後的に処理する方式を採用することが必要である。

舟岡部会長 読めないこともないですがね。

「明示し」までは簡易回答への逃げ込みのケースなのだけでも、それ以降の調査実施時点において、調査対象の規模に変動があった場合には、上から下へと下から上へのいずれの場合もそこに読み込んであるという解釈に立ち、事後的に処理する方式を採用することが必要であると修文するとの御意見ですが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

特にほかになければ、修正した点ですが、2ページ目の6行目と9行目「簡易回答への逃げ込み」を「簡易回答の選好」に修正する。

下から2行目の「調査実施者が欠測値として」という表現を削除する。

以上の修正でよろしいでしょうか。

それでは、そのような修正で御了承いただいたものといたします。

続きまして「ウ 調査方法」の「(ア) 標本調査方式の導入」について、いかがでしょうか。どうぞ。

美添部会長代理 2行目で「売上高をベースとして標本設計を行い」というのは、意味がわからないと思います。技術的に言えば、売上高を所要の目的変数とした設計でしょう。これも土屋専門委員の御意見を尊重したいのですが、いかがでしょうか。

土屋専門委員 「21業種について標本調査を導入」がよろしいのではないかと思います。

舟岡部会長 その方がいいですね。下の表現ではちょっと誤解を与えるかもしれません。7業種はそれ以外の基準で標本調査を行うのかということにもなりかねません。

それでは「今回から、母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、標本調査を導入する計画である」のように修正することといたします。

ほかにいかがでしょうか。

特に御意見がなければ「売上高をベースとして標本設計を行い」を削除するというので、御了

承りだけたものといたします。

それでは、続きまして「(イ)調査員調査と郵送調査の併用等」について、いかがでしょうか。美添部会長代理から「やむを得ない」とか、そう表現した方がいいと意見が出てきそうですが、いかがですか。

美添部会長代理 適当だと思います。

舟岡部会長 どうぞ。

土屋専門委員 タイトルのところに「併用」とあるのですけれども、これだけを聞きますと、1つの業種に調査員も郵送も両方あるような印象を受けてしまいますので、業種によって使い分けることだろうと思います。

本文の2行目の「実施するとともに」というところも、22業種は調査員調査で、一方6業種の方は郵送調査だという形にされたらよいかと思います。

舟岡部会長 そうすると、表題はともかくとしまして、aのところは「事業所を対象とする22業種については、地方公共団体を經由する調査員調査方式で実施し、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式で実施する計画である」。そのように修正したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。表題の方はどうでしょうか。そういう中身だと、誤解が少なくなることはたしかですね。特サビ全体の中で、調査員調査と郵送調査を併用するということになりますね。

土屋専門委員 よろしいですか。

土屋専門委員 はい。

舟岡部会長 ほかに御意見ありませんでしょうか。

特になければ「(イ)調査員調査と郵送調査の併用等」については、2行目の「実施するとともに」を「実施し、」と修正することで、御了承いただいたものといたします。

次に「エ 集計事項」の「(ア)集計事項の見直し」です。

aですが、資料2は今回初めてでしたね。

犬伏統計審査官 はい。

舟岡部会長 資料2が「表章の見直しについて」ということで、調査事項の追加に併せた形で、当初、計画で示された統計表において、集計事項の追加が赤字で示されております。

まず、学習塾における表章の見直し。

それから、フランチャイズ加盟の有無の追加に伴う修正。

ここですぐ御意見はないかもしれませんが、ありますか。どうぞ。

美添部会長代理 資料2は先ほど見ていたので、特にこれについては意見はないのですが、本文にいいですか。

舟岡部会長 ちょっと待ってください。

美添部会長代理 まだ資料2ですか。

舟岡部会長 資料2はよろしいですか。これについて、こういう集計も必要ではないかという御意見がありましたら、事務局あてに御意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、答申案について、美添部会長代理をお願いします。

美添部会長代理 2 ページ目のエの(ア)のaの部分なのですが、1 行目から2 行目にかけて読んでいて、私自身で意味がわからないのです。まず7 業種は新しく追加した業種ですね。集計事項を変更するというのは、従来から集計事項が何かあったと読めるのですが、これは何を具体的に言っているのでしょうか。私はこの文章を読んで、よくわかりません。

舟岡部会長 2 つあるということです。7 業種の追加に伴った集計の計画がある。

美添部会長代理 7 業種に関する集計ということですか。

舟岡部会長 集計事項の変更に加えてです。

犬伏統計審査肝 端的にいうと、7 業種を追加したことによって、今までなかった7 業種の分の集計事項が追加される、新しくできるということです。

美添部会長代理 「追加」ならいいのですが「変更」と書いてあります。

舟岡部会長 「変更」だからということです。

犬伏統計審査官 そういう意味では、要は今まであったものの集計事項からプラスされるということで「変更」という言葉を使ったのですが「追加」という言葉の方が明示的だということであれば、そうさせていただきます。

舟岡部会長 「追加」でもないです。

美添部会長代理 従来からあった業種の集計事項を変更することなのですね。

犬伏統計審査官 はい。

美添部会長代理 新しい業種の集計事項はどうなっているのですか。

犬伏統計審査官 従来は21 業種を調査して、その分についての集計事項があった。その計画を今度7 業種追加して、7 業種分の集計事項が追加される。そういう意味で、元の集計事項が変更されたと言ったのです。

美添部会長代理 だから、新しい業種に関する集計が追加されるということであって、その他の業種の集計事項は変わらない。これをすべて合わせて集計事項と読むということですか。

舟岡部会長 1 階建て、2 階建て、3 階建ての調査内容の設計となって、1 階建ての部分でこれまで既存の対象業種について集計していなかった事項で、業種間比較が可能なように集計するようになったものは、何かありますか。

経済産業省 今の御質問ですけれども、言い換えますと、28 種類共通に設定した集計事項という意味合いだと思うのですが、事業従事者数、今回標本設計に用いました層化変数でございます。それについては、今まで統計表では出していなかったのですけれども、新たに統一的に標本調査の変更に伴うという主語で、共通的に設定したものでございます。それが1 つと、7 業種の追加というのはまた別もので、新たに設定したという2 つが大きなエッセンスだと理解しております。

美添部会長代理 今の論点を記述することはできますか。

舟岡部会長 そうすると、こういう表現だと紛れがないでしょうか。「7 業種の追加に伴い、調査事項に対応して集計し、同時に既存の対象業種についても集計事項を追加する計画である」。この2 つが含まれているのですね。

美添部会長代理 後半の「同時に既存の業種についても」というのは、何を指しているのですか。

舟岡部会長 先ほどの事業者数とかです。

美添部会長代理 それは「7業種の追加に伴い」ではないので、むしろ、bのところに入れるべきだと思います。標本調査方式の導入に伴いです。そこで2つ書けばいいわけです。

舟岡部会長 そちらの方ですかね。

美添部会長代理 標本調査方式の導入に伴って精度が低下する表は作れなくなった。その代わりに、事業従事者規模別で区分した表が入る。いずれも集計事項の変更です。

bが標本調査方式の導入に伴う変更で、aは7業種の追加に伴う変更を書く。そうすると、ここでは「集計事項の変更」ではなく、7業種の追加に伴い、調査事項に対応して「集計事項を追加」ですね。

舟岡部会長 違います。集計事項の計画についてです。

美添部会長代理 集計事項に対応してですか。

舟岡部会長 「調査事項に対応して集計する計画である」としてしまえば良いのですね。当たり前ですがね。

美添部会長代理 7業種の追加に伴って、新しい集計表ができることはいいのではないのでしょうか。

舟岡部会長 既存の対象業種で集計表が追加されたのは、何でしたか。

経済産業省 集計表というか、何と言うのでしょうか。名前は何がいいのですかね。

経済産業省 表章のところ、規模区分別の集計の基準を作っているのですけれども、そこに新たに事業従事者規模別というものが1つ加わるということです。これは全業種の表章に入ってくることになります。したがって、既存業種についても、これまでなかった区分がすべて1つ追加されるということだと思います。

舟岡部会長 標本調査方式の導入だけではないというのは、それだけだったら4人以下と5人以上だけでいいわけですね。

美添部会長代理 違います。4人以上と以下は精粗の問題であって、標本調査の区分ではないのです。調査票の精粗の話です。

これは、標本調査を導入したことによって、必然的に起こったことなので、それをbにまとめて書けばよい。

aのところは、7業種の追加に伴う集計票の追加であり、これは統計需要に対応したものですから、おおむね適当でよいと思います。

舟岡部会長 層化基準はどこにありますか。資料はどれでしたか。

経済産業省 随分古い資料になってしまいます。

舟岡部会長 まとめてあるもので、どれですか。

経済産業省 最初です。第14回産業統計部会の際の資料2-6です。

舟岡部会長 資料2-6ですか。ごらんください。

経済産業省 その表の前にポンチ絵みたいなものが付いていると思います。

舟岡部会長 なるほど。

経済産業省 ここが今お話している論点ですけども、タイトルが右肩に資料2 - 6とありまして、標本設計についてということで、上から3つ目です。四角囲いで、業種別×事業従事者規模別×都道府県別の層を設定し、層化変数に事業従事者数を基準変数により売上高を用いると書いています。言わば層をつくるときに、事業従事者数という切り口をせっかく使ったわけですから、アウトプットとしても、こういう見方がきっちり見られるようにした方がいいという趣旨です。

舟岡部会長 わかりました。

経済産業省 済みません。具体的には、次の資料2 - 8、表章の見直しというものがあるのですが、その1の(2)のところに見直しということで、今の考え方をそのまま、規模区分の大きさも含めてお示ししてありますので、ご覧いただければと思います。

舟岡部会長 大分前で忘れました。そのとおりです。

bに入れると、文章をかなり大きく直さなければだめですね。

美添部会長代理 そんなことはないと思います。

舟岡部会長 案を言ってください。

美添部会長代理 bの案は「また、標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別を表側に持つ新たな表を追加する一方」です。それだけ入れていただければ「全国表及び」につながると思います。

舟岡部会長 「事業従事者規模別の結果を表側に持つ」ですか。

美添部会長代理 はい。

舟岡部会長 「表側に持つ」ですね。

美添部会長代理 「新たな」は要らないかもしれません。「表を追加する一方」とか。

舟岡部会長 集計をですか。

美添部会長代理 集計表です。

舟岡部会長 集計表を追加ですね。

美添部会長代理 はい。「一方で」にした方がいいですね。

舟岡部会長 「正確性の確保に配慮した措置になっている」ですね。

美添部会長代理 前半は「適当」で、後半は「やむを得ない」。それで、切ればいいのではないですか。「b また、標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別を表側に持つ集計表を追加する計画となっており、適当である」。それから「一方」で始めればいいです。

舟岡部会長 「他方」ですかね。

美添部会長代理 それは部会長にお任せします。

舟岡部会長 最初の方については、何とかの理由で適当であるということ、文章のスタイルとしていますが、何か適切な修飾語はありませんか。

美添部会長代理 「標本設計の手順を反映したものであり、適当である」はいかがですか。

舟岡部会長 結果を評価し得ることができるということですね。

美添部会長代理 層によって精度が違うということも含まれますから、基準を言うなら「標本設計

を反映したものであり」とか。少し硬くなりますね。これも土屋先生に知恵を借りましょう。

舟岡部会長 土屋専門委員、いかがですか。

土屋専門委員 文章が長いので、1回切った方がいいのではないですか。

舟岡部会長 今までこうなっています。

「a 調査事項に対応して、集計する計画であるが、これについては、統計需要に対応したものとなっており、おおむね適当である」。

「b また、標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別を表側に持つ集計結果を追加する計画であり、これについては何とかかんとかの理由で適当である」。ここに適当である判断材料はありますか。「計画である」で切ってしまうでもいいですね。

美添部会長代理 先ほどのものではまずいですか。「標本設計を適切に反映するものであり」です。

舟岡部会長 正確にいいますと、それぞれ調査精度が違うから、各セルごとの集計結果は注意して見られるようになっていきますということですね。だから、使うときの誤差の範囲については、利用者の皆さんは十分吟味してお使いください。そのための基本となる情報を非常に親切に提供していますということですね。

美添部会長代理 そう書いていただければ明確です。

舟岡部会長 修文はお任せいただくとしまして、ほかにいかがでしょうか。

犬伏統計審査官 今のところは「他方、全国表及び都道府県表における」につながるということですね。

舟岡部会長 はい。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、修文した件について読み上げますと、aの1行目「調査事項に対応して集計する計画であるが」に修正します。

bのところは「事業従事者規模別を表側に持つ集計表を追加する計画である」。これについては、例えば「結果の利用において精度を的確に評価し得るために有用な情報であり、適当である」とか、何かそういうたぐいのものを入れたいと思います。

美添部会長代理 今の表現がいいのではないのでしょうか。

舟岡部会長 そのような表現とすることについては、お任せください。

そして「他方、全国表及び」につなげる。これについては、以下「やむを得ないと考える」ということであります。よろしいでしょうか。

文章を入れるところについては「結果の利用において、精度を的確に評価し得るために有用な情報を提供するものであり」という趣旨の表現を入れたいと思います。

ということで「(ア)集計事項の見直し」については、以上の修文でよろしいでしょうか。御了承いただけたものといたします。

続きまして「(イ)欠測値の補正」について、いかがでしょうか。

美添部会長代理 質問だけいいですか。先ほど犬伏審査官から解説がありましたが、一番最後に

「期待する」というのは、こういう答申では珍しいのではないかと思うのですが、これはどういう意図を込めているのですか。もう一度説明していただけますか。

犬伏統計審査官 これにつきましては、この前の部会の審議等を踏まえて、今後の課題というよりは、原則、平均値でやっていく。それについてのブラッシュアップというのは、今後、調査実施者である経産省の方でやっていく。それについては、データの蓄積を踏まえて、いいものになるように委員会としては期待するという希望的御意見ということで書いたということです。条件でもなし、今後の課題でもないということで、整理させていただいたということでございます。

美添部会長代理 評価でもないというわけですね。参考までにですが、従来「期待する」と言い切ったような答申はあったのですか。

犬伏統計審査官 全部調べたわけではないですけども、期待したいとか、希望的な意図表明みたいなものはあったように記憶しております。

川本専門委員 ほかの審議会では「期待する」というのは、よくあることではないでしょうか。期待は裏切られてばかりですけどもね。期待しているわけだから「期待する」はいいと思います。

美添部会長代理 実行力があるかどうかはよくわからないということですね。

川本専門委員 そうです。でも、希望は言っているということです。

美添部会長代理 なるほど。

舟岡部会長 ほかに御意見いかがでしょうか。土屋専門委員、どうぞ。

土屋専門委員 3つあるのですけれども、1つは1行目の「単純集計」というのは、普通はクロス集計に対して単純集計と言うと思います。「単純に集計」だと思います。

舟岡部会長 「単純に」ですか。

土屋専門委員 「単純に集計」「単に集計」ですね。

それから、2行目の「補正について、原則、層内の平均値により、補完することを計画している」ではなくて「欠測値を補完することを計画している」というのがないという気がいたしました。

舟岡部会長 どのように変えたらいいですか。

土屋専門委員 2行目に「しっ皆層の欠測値の補正について、原則、層内の平均値により、補完することを計画している」とありますけれども「欠測値を平均値により補完する」ではないのだろうかと思いました。

舟岡部会長 「原則」というのは、原則ではないものがあるのですか。

美添部会長代理 ありません。

犬伏統計審査官 今のところは、平均値だけです。

舟岡部会長 どうぞ。

経済産業省 私が作成したわけではないのですけれども、原則としたのは、最後のただし書きで書いてあるところとつながると思いました。

例えば一番大規模層のところについては、前回の数字を使ってきた方がいいのではないかとか、この部会で議論があったところを、ただし書きのところ、今後、経済産業省でしっかり検討することを期待しているということにつなげておりますので、基本的な考えで「原則、層内の平均値

により」と書いてあるのではないかと思います。

舟岡部会長 どうぞ。

美添部会長代理 余り細かいことは書かない方がいいという気がします。土屋専門委員の発言を進めて「しつ皆層の欠測値を補完することを計画している」という表現で、十分意味が通ると思いますし、最後の段落も「ただし、補完の手法については、今後、データの蓄積等を踏まえ、更に適切なものとなるよう検討を行うことを期待する」と素直に読めるのではないのでしょうか。

舟岡部会長 土屋専門委員、3点目をお願いします。

土屋専門委員 3点目は1行目の最後で、標本調査の導入に併せて悉皆層の補完というのはわかるのですが、何かね。

舟岡部会長 合わないということですね。

土屋専門委員 標本調査で推定するので、悉皆層もそれに併せて補完するということだと思えますので、もう一言必要だという気がしました。

舟岡部会長 要するに、母集団の集計値を把握するために、悉皆層についても欠測値を補完するようにしたことを表現すべきですね。

どうぞ。

美添部会長代理 「併せて」の漢字を変えればいいのではないですか。ある層については、標本調査にする。それと時期を一致させて、従来はすべて悉皆層であった。新たに悉皆層として残るところに発生する欠測値を補完する。「あわせて」は「併行」の「併」ではなくて「合計」の「合」にしたら、おかしいですか。

もう一回いいでしょうか。1行目「方法を探ってきたが、今回、標本調査を導入する機会に悉皆層の欠測値云々」です。

舟岡部会長 例えば「本調査は、これまで回収結果を単純に集計する方法をとってきたが、標本調査の導入に伴う母集団復元に併せて、悉皆層についても欠測値を補完することを計画している」。

美添部会長代理 「母集団復元」より「母集団推定」が適切だと思います。

舟岡部会長 母集団推計ですかね。

美添部会長代理 お任せします。

舟岡部会長 土屋専門委員、どちらがいいですか。

土屋専門委員 推計の方がいいと思います。

舟岡部会長 推計ですね。

それでは、ここは「本調査は、これまで回収結果を単純に集計する方法をとってきたが、標本調査の導入に伴う母集団の推計に併せて、悉皆層についても欠測値を補完することを計画している」。それでしたら、正確ですね。

ほかに「(イ)欠測値の補正」について、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上の修正で了承されたいたします。

「オ その他」はいかがでしょうか。これは特段問題ないかと思います。よろしいですか。

特に御意見がなければ「オ その他」も了承されたいたします。

「2 今後の課題」については、前回、答申で指摘された課題ですが、1年の間に十分検討が行えなかったため、今回の計画に盛り込むには至らなかった。しかしながら、引き続き、今後も検討する必要があるということを示してございます。いかがでしょうか。ここは出口委員が指摘して、今回も一言言及された事項であります。よろしいでしょうか。

それでは「2 今後の課題」について、了承されたいたします。

全体の答申案につきましては、改めて修正箇所をもう一度述べなくていいですね。

1か所だけ、先ほど「エ 集計事項」の「(ア)集計事項の見直し」のbのところ「また標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別を表側に持つ集計票を追加する計画である」。これについては、以下のところ「結果の利用において、精度を的確に評価し得るために有用な情報を提供するものであり、適当である」。ここの表現について、もう一度十分に吟味して、修正があるかもしれません。

そういうことをお含み置きいただいた上で、本部会で答申案について了承されたとしてよろしいでしょうか。どうぞ。

日本銀行 申し訳ございません。オブザーバーの立場で余計なことを申し上げて恐縮ですが、先ほどの「適当である」と「やむを得ない」の議論を聞いていて、ちょっと気になるところが出てまいりました。

話を戻してしまっても恐縮ですが、2ページ目の上から2番目のパラグラフです。先ほど美添先生からも御指摘があったプレプリントの部分ですが、「プレプリントにより明示する方式を採用することは適当である」だと思いますが、その次の「調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、事後的に、処理する方式をとることはやむを得ない」にしておかないといけないと思います。

要は5人以上だと思って送ったところについて、実は4人以下であった。ところが、全部の項目について記入していただいた。記入していただいたものを集計上全く使わないということについて、この部会として、それは適当であるとか、必要であるというふうに積極的に評価してしまうことにならないかというのがちょっと気になりましたので、余分なこととは思いましたが、念のために発言をさせていただきました。

舟岡部会長 その事後的に処理する方式については、先ほど私が申しましたが、実際に数が少なかったら、その情報を捨てる。表章すると、誤ったメッセージを伝えることとなりますから、これは不適當である。

他方、ある程度の数があった場合に、少なくともその情報を参考として提示するなどして、階層移動があった事業所については、階層移動がなかった事業所に比べると、財務面その他で違いがあるのかどうか探れるような情報提供も考えていただきたい。

ただし、こればかりは、結果を見ても何とも言えない。そのことで、併せてということで「事後的に処理する方式を採用することが必要である」といたしましたが、よろしいでしょうか。

日本銀行 了解しました。済みませんでした。

舟岡部会長 ほかに全体を通して何かございますか。前のところでも、お気づきの点等がござい

ましたら、おっしゃっていただきたい。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどいただいた御指摘を踏まえた修文を基にした答申案について、御了承いただいたといたします。

なお、答申案につきまして、スケジュールの都合上、今後、事務局における文書審査の関係等もありますから、修文内容については、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

舟岡部会長 それでは、そのことも踏まえて、本答申案について、当部会として採択することといたします。どうもありがとうございました。

本答申案につきましては、所要の修文の上、5月11日開催の第22回統計委員会に諮ることとします。本日の結果概要についても、答申案と併せて、統計委員会において報告する予定であります。

以上で答申案の審議は終了ですが、答申案の提示と併せて、第22回統計委員会では、部会長から席上配付資料にありますように、報告をさせていただきたいと考えています。席上配付資料1であります。

一部、表題だけで内容を記載していない事項「4 サービス業統計の整備について(P)」がありますが、これは本部会の冒頭で御説明いたしました。第21回統計委員会において出された意見への対応を記し、合わせて、この後のフリーディスカッションにおいて、皆様方から御意見等を伺った上で、部会長として整理したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

席上配付資料1をご覧ください。

本部会で御意見をいただいた点で議論した内容ですが「1 いわゆる『学習塾』の全体像を明らかにする統計の整備について」です。今回の特定サービス産業実態調査では、学習塾を対象業種とすることとなりましたが、これについては、日本標準産業分類の中分類82-その他の教育、学習支援業の中の小分類823-学習塾であって、各種学校である進学塾や予備校は、学校教育の中の細分類8172-各種学校に分類されている。

この各種学校まで含めて、教育学習支援がどういう実態にあるのか。それが明らかになるような全体像を把握できることが必要である。これについては、文部科学省の所管している学校基本調査とも関連しますので、経済産業省と文部科学省の両省が協議、協調して検討していただきたい。これについては、文部科学省からも前向きな御回答を本部会で得ております。

「2 企業を単位とする統計調査の関係の整理について」であります。特定サービス産業実態調査の大半は、事業所を単位として調査しておりますが、6業種については、企業単位で調査を行っております。

企業を単位とする統計調査については、経済産業省が実施する企業活動基本調査がありまして、その調査対象業種とかなり重複するところがある。

それぞれ調査目的は異なりますが、どちらも年次調査で、両調査の役割分担をどのように整理するか。これはなかなか困難なところがあると思えます。

むしろ、企業を単位とする調査については、企業活動基本調査と特定サービス産業実態調査を整理して、体系的にどのような企業統計とするかを検討することが必要である。

3点目ですが、今回、標本調査を導入することによって、都道府県別の結果表章の精度は必要最低限のものとなっている。したがって、調査できる標本の数にまだ余裕があるようですので、都道府県の中では割り当てられた標本数よりも多くの標本を調査に充てて、そして、結果精度の向上を図りたいというところがありますし、そういう申し出も既に経済産業省に寄せられております。

したがって、経済産業省においては、都道府県のような要請に対して、可能な限り、リソース、ノウハウ等の提供について配慮するようお願いしております。むしろ、積極的に都道府県に働きかけて、より多くの都道府県が標本の追加を行って、結果表章の精度を確保するようなことを是非前向きに考えていただきたいということでもあります。

「4 サービス業統計の整備について(P)」であります。まず1～3まではよろしいでしょうか。

1について、川本専門委員いかがですか。

川本専門委員 こういう意見を取り入れていただいて、大変ありがたく思っています。

舟岡部会長 こういう内容でよろしいですか。

川本専門委員 はい。

舟岡部会長 1～3について、いかがですか。

3について、東京都と埼玉県から何か御意見ありますでしょうか。

埼玉県 ございません。

舟岡部会長 2について、経済産業省からありますか。

経済産業省 具体的に検討に着手したいと思っております。

舟岡部会長 ありがとうございます。

ほかに1～3について御意見があったら、後ほどサービス業全体の統計整備のところに関係してきますので、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、これから30分程度、我が国のサービス業統計の整備をどう行ったら良いかについて、皆様から積極的な御意見をいただきたいと思っております。

そのための議論の参考資料として、席上配付資料2を皆様のお手元にお配りしてございます。これについて、事務局から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 この資料は、3月12日の第1回目の部会の参考2という諮問関係資料の中に入れてあったものですが、それをベースに現時点でメンテしたものでございます。

基本的にサービス業に係る統計調査の現在の実施状況ということで、5年周期、年次、月次で整理させていただきました。

5年周期につきましては、これからでございますけれども、基本的には経済センサスの基礎調査が21年7月から、活動調査が24年2月から開始されるということで、これで経理事項を含めて、いわゆるサービス産業と言われているものは、5年ごとに業種横断的に把握できる。

商業統計調査は、御承知のとおり5年に2回の頻度で行われてございますが、卸、小売業については、商業統計調査で把握されている。

年次ベースになりますと、ここにございますように、法人企業統計調査で、年次、四半期の形で、

いわゆる財務諸表、BS、PLの部分について把握されているということでございます。

そのほかに、どういう年次ベースの調査があるかということでございますが、今回、御審議いただいています特定サービス産業実態調査、経済産業省の企業活動基本調査がございます。

そのほか、各省庁がそれぞれの個別ニーズに応じて、例えば総務省のテレコム部局でございますと、通信・放送産業基本調査等がございます。

厚労省の関係では、医薬品・医療機器産業実態調査ということで、この中で医薬品や医療機器の卸売業者、小売業者についても調査をやっている。

右にございますように、自動車分解整備業実態調査ということで、国交省の方で毎年調査をやっているということでございます。

月次ベースではどういう状況になっているかということでございますが、月次ベースでは、昨年7月からサービス産業動向調査ということで、全体を小分類ベースで140ぐらいの業種横並びで、総務省統計局で毎月の調査を実施してございます。

卸、小売業につきましては、商業動態統計調査というものが毎月実施されています。

また、経済産業省の方で特サビ実態と併せたような形で、28業種について、特定サービス産業動態統計調査というものが実施されてございます。

そのほかで、総務省のテレコム部局で通信・放送産業の動態調査。

国交省で、建設関連業、測量業とか建設コンサルタントといったところでございますが、その動態調査を毎月しているというような全体的な見取り図になるかと思えます。

FからRということで、我々がサービス産業と考えた場合に、これぐらいの範囲ということで整理したものでございます。

2枚目以降は、5年周期の調査、年次別の調査、月次の調査のそれぞれの実施省庁、調査対象の範囲、主な調査事項ということで整理させていただいています。

以上でございます。

舟岡部会長 ありがとうございます。

なじみのない統計調査等もあるかと思えますので、質問等がありましたら、いつでもしていただきたいと思えますし、全体を通して、サービス業の整備の在り方をどうしたらいいかということについて、自由に御意見をいただけたらと思えます。

岡室専門委員、どうぞ。

岡室専門委員 サービス業について、非常に難しい問題の1つというのは、これまでの議論に出ていますように、副業の扱いだと思います。副業、兼業がかなり多い。

今回の7業種の追加で、経済産業省所管の業種に関する統計整備がかなり進んだと思えますけれども、それでも、例えばこれまで冠婚葬祭業ですとか、いろいろなところで出ていました副業をどう扱うかというのが、今後、重要な課題になると思えます。

これだけ申し上げておきます。例えば冠婚葬祭業を見ますと、これは川本専門委員がおっしゃったのだと思えますが、レストランウエディングですとかホテルでやったりするものが最近増えてきて、これは主たる業種ですから、それだけを見てみますと、例えばホテルとかレストランウエディ

ングというのは競合がどうなっているかとか、そういったところがわからない。

あるいは別の言い方をしますと、冠婚葬祭業者にとってみれば、彼らが例えばウエディングをプロデュースして、それを提携しているホテルあるいはレストラン、結婚式場に外注するわけですが、ホテルやレストランがやる場合には、これが垂直統合みたいになっているわけです。

そういったものの形態の違いがよくわからないということで、やはり副業の問題がある。今のケースですと、ホテル業は宿泊業に入ります。あるいはレストランは飲食業に入りますが、これは既に企業レベルでは、大規模なところは企業活動基本調査になっているわけです。

ここで業種別売上というものが表章されますけれども、私の記憶だと、製造業が何%ですとか何億円とか、飲食業は何億円というふうな、かなり大まかな枠組みでしか多分表章されていないということで、利用者にとってはつかみにくいので、1つの考えとしましては、なるべく副業関係がありそうなところを整理するときにはそれを把握して、こういう業種については、例えば全然違う大分類のところ副業、兼業があって、そこでどういう形で幾ら売り上げたということを考える必要があるのではないかと考えます。

いろんな例があります。例えば教授業をやっているとき、楽器店があります。河合とかヤマハという楽器店あるいは楽譜店が音楽教室を同じ事業種の中で経営するとか、あるいはスポーツジムがスイミングスクールをする。そういう副業が非常に多くなっている。あるいは融業化と申します。それをいかに具体的に把握し、利用者に知らしめるかということが、重要な課題であると考えます。

私自身の考えがまとまらないのですが、1つ問題提起です。

舟岡部会長 サービス業と言うときに、人によってはそういうサービス業がまとまってあるようにとらえている人がいて、特に年配の先生方はそういう傾向が強いです。

といいますのも、前々回の産業分類の10回改定までは、運輸業、通信業、卸売業、小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業等を除いた、その他の業種がLサービス業に入っていて、このLサービス業を大分類Lの文字と結び付けてサービス業としてとらえていて、それがいかにもまとまりのある実態として活動しているようにとらえていました。

前々回の改定以降、それらは雑多な第3次産業の残余の産業であって、そこからの確にとらえるべき業種については、分離、独立させるとして、前々回、前回の改定で「情報通信業」の新設、運輸業と郵便業が1つの大分類「運輸業、郵便業」に、卸売業、小売業から飲食店が外れて、飲食店については宿泊業と併せて「宿泊業、飲食サービス業」の大分類に、物品賃貸業と不動産業が1つの大分類になり、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、「複合サービス事業」が新しい大分類として設定された。

基本的に第3次産業を広義のサービス業にとらえる向きが多いとしますと、これをどう整備するか。これが言わば我が国の企業活動に関する統計をとらえるときに重要な視点でありまして、Fの電気・ガス・熱供給・水道業は、2.5次産業とって良いような半分製造業的な色彩がありますので、Fの一部からRまでをどう整備するか。

議論の整理のために私の個人的な考え方を述べますと、企業関係の統計を整備するときに、一番の上位概念は、経営組織が違うことを明らかにする。具体的には、個人であるか、あるいは法人で

あるか。営利であるか、非営利であるか。会社組織であるか、そうでないか。そこを区分しませんと、それぞれの経営組織の違いによって、同じ業種であっても、全く活動は異なる場合が多いですし、そのパフォーマンスも違ってくる。

その次に位置する概念が調査の単位であって、事業所を単位とするか、あるいは企業を単位とするか。これによって、明らかにすべき事項が当然違ってきます。企業だったら、組織的な活動であり、事業所だったら現場の活動である。例えばアウトプットですと、事業所だったら数量ベースでとらえることが必要でしょうし、企業だったら売上高という概念でとらえることが重要になってきます。

インプットでいいますと、もっと明快で、企業だったら、休んでいても給与を払っていれば社員であり従業員としてとらえる。でも、事業所だったら、所有している従業者ではなくて、派遣で働いている人であっても、出向で働いている人であっても、現に現場を動かしている人の頭数をとらえたい。

同様に在庫なども、企業では棚卸資産でしょうが、事業所だったら本屋とかが典型ですが、手持ち商品額という、実際の所有、非所有であるかは問わずに、そこにどれだけのものを抱えているかの実態をとらえたい。

有形固定資産等についても、同様であり、企業だったら、どれだけの有形固定資産を所有しているか。事業所だったら、どれだけ稼働しているか、使用しているかの情報が必要であって、事業所と企業のそれぞれを単位とする統計で捉えるべき活動を区別すべきだろう。

その意味では、特定サービス産業実態調査は、企業と事業所が併存していて、他方、企業活動基本調査は企業を単位としていて、そこが重複している。ここをどう整理するかという問題があります。

その次に捉えるべき概念が、産業です。産業より上位概念として、事業所であるか、企業であるかの区分があり、その上位に経営組織等の活動における組織的な区分があるだろうと思います。

ついでにいいますと、産業の下には、規模区分が重要です。従業者数であったり、売上高であったり、資本金であったり、総資産額であったり、それぞれ調査目的や対象によって規模区分の変数は違ってくると思います。

企業活動基本調査は、従業者が50人以上かつ資本金が3,000万以上という、比較的規模の大きな中堅企業以上を対象としています。調査開始の当初に、卸売業、小売業、製造業、一部のサービス業を対象としていたときは問題がなかったとしても、対象業種を拡大する中で、そういう規模区分が本当に適切かどうかについても検討する必要があります。

先ほど御意見がありました。特定サービス産業実態調査でも4人以下、5人以上という区分をいつまでも設定しておくことが適当なのかどうか。あるいは業種によっても、そのところは少し違いをつけなくて良いのかとか、いろいろ検討すべきことが出てくると思います。

企業統計の体系的な整備という観点について、私の個人的な意見を述べましたが、参考にさせていただいて、いろいろ御意見をいただけたらと思います。オブザーバーの方でも結構ですので、どなたからでもどうぞ。

経済センサスが5年に2回、基礎調査と活動調査が行われ、活動調査では経理事項まで含めて、かなりの程度、活動の実態がそこから明らかになる。それが適切な母集団の名簿情報を提供してくれますから、多くの統計調査においては、標本調査を活用して精度の高い統計結果を作り出すことができる。したがって、恐らく全数調査で行われていたような調査も一部標本調査を取り入れるとか、そういう仕組みに変更しても、精度上、それほど問題がないような状況が現出してくるだろうと期待しています。

いかがでしょうか。企業を単位とした統計ということで、今井さんから何かありますか。

経済産業省 席上配付資料2を拝見させていただいておりますけれども、5年ごとのベースとなる構造統計としては、御案内のとおり、今、経済センサスが計画されているわけですし、一番中長期のサービス分野の統計整備というのは、とりあえず産業3けたで、所管のところにつきましては、今回の整理でほぼ私どもの関係のところについては、一定の整理をしたところでございますので、これは着実にきちっと実施をしていくというのが当面の目標でございます。

年次統計の色がついていないところが幾つかあるわけですが、ここのところについては、ないにこしたことはないと思うのですが、年次できちっと整備していくというのが基本的な大きいサービス分野の統計の体系的整備という観点では、一番必要なところだという理解、認識でよろしいのでしょうか。だれにということではないですが、皆さんがどういうふう考えているかということについてです。

舟岡部会長 私からお伺いしたいのは、経営組織という観点から、対象を会社組織、あるいは営利法人だけに限定すべきなのか。それとも、そうでない対象まで含めた方が適当なのか。

例えば法人企業統計は営利法人を対象としています。企業活動基本調査は、営利法人の中の会社組織のものを対象としている。

医療、福祉とか教育、学習支援業とか、その他、学術研究、専門技術サービス業の中には、半分営利で、半分非営利のような性格の法人もある。場合によっては、法人組織を持たないNPO等の活動を行っていて、実態は営利的な活動を行っているところもある。どこにまで対象を広げるか、あるいは限定するか。ここについては、まず第一に整理しておかないと、調査なり統計で明らかにすべき目的が、不鮮明になるだろうと思います。

川本専門委員、そこについてはどうですか。

川本専門委員 今、舟岡先生がおっしゃったことをお聞きして考えただけなので、そんなによく練れた話ではないのですが、要するにサービス業の実態にどれだけ迫れるかということですね。

舟岡部会長 そうですね。

川本専門委員 なので、副業がどうか、一企業の中での割合がどうかとか、あるいは営利、非営利ということが問題になってくると思います。こういう予算も人員も限られている中でやっていく仕事として、定義を非常に細かく云々し始めるアプローチよりは、やはり何をしたいのかという目的達成別のアプローチというものが非常に役に立つのではないかと。行動主義的と言ってもいいのかもしれないのですが、そうすると、経済がどう動いているのかとか、経済の動きにどう関係していくのかということ、あるいは生産性をどう上げるのかという目的の方がないと、それは

統計をとることが目的化してしまって、結果として、一生懸命やっても余り効果が出ないのではないかと思います。

ですから、5年でもいいのか、1年でもいいのか。とりあえずとれていれば5年でもいいのかとか、そういう形で考えていく方がいいのではないかと思います。

済みません。ちょっと思いつきです。

舟岡部会長 実は基本計画の検討の中でも、一部議論があったところですが、生産性の把握というときに、医療、福祉とか教育、学習支援業など、必ずしも営利ではない活動のところ、特に医療などについて、医療行為に伴う収入額で生産性をとらえるとすると、医療技術が非常に進歩して、1週間かかった入院治療が1日で終了してしまっただとすると、医療費は減って、生産性が落ちるといった結果も変です。

業種間で比較し得るような活動内容については、ある程度限定しないと、無理なところもある。サービス業は雑多な業の集まりですから、体系的に整備するという考え方自体が適当ではないのかもしれませんが、一方において、体系的に整備しろという声が非常に強いのです。

川本専門委員 そうすると、今度、効用みたいなものを考えようということになると、これはすごく価値観が入ってくるので難しいと思います。ですから、ベーシックな数字の積み重ねでしかあり得ないと思うのですけれども、それを組み合わせると効用が出るといいですよ。

私が自分の経験から一番気になっていたのは、海外と比較できないということでした。2000年に生産性の比較をしたことがあります。製造業はアメリカの120%、サービス業は6割という数字自体はよく知られているのですが、若干数字がひとり歩きしているところもあります。つくったところにいながら、そういう発言は無責任かもしれませんが、それくらいほかで例がなかった。その後、内閣府などで皆さんなさっていますけれども、そういう意味では、大括りでつかめるようなものなどが海外と比べて少ないのではないのかというのが問題意識としてはずっとあります。

ただ、2000年ではなくて、今の2009年の段階でどのくらい違っているのかというのは、勉強不足でわからないので、そこについては回答がありません。

舟岡部会長 ほかにございますか。篠崎さん、どうぞ。

篠崎専門委員 今、川本先生のお話にもあったのですが、よく海外の投資家から言われるのですが、日本は製造業立国だけれども、流通サービス業については暗黒大陸ですと言われます。実際にそれは流通サービス業のマネジメントも非常に認識はしていて、暗黒大陸という言い方が正しいかどうかかわからないのですけれども、流通業のマネジメント自身も江戸時代の士農工商になぐられて、私たち商人というのは身分が低いから、地べたをはいつくばって、しかも、お互いに業界の仲が悪い。業界運動も余りない。その産業の市場規模を知りたくても、横つながらない分、すごく一部の領域をとらえることしかできない。

例えば今回の追加経済対策にしても、海外の投資家からの批判というのは、川上救済であって、特に家電の場合などは川上と一体化しているように一瞬見えるけれども、普段から10%、20%値引きをしている家電において、仮にエコポイントをつけたとしても、それは一部の家電量販店のディスカウントの原資に国庫が負担するのではないですかという議論すら出てきていまして、日本の国

というのは小売向きではない、流通サービス向きではないという批判が出てきているのです。

今の舟岡先生の御指摘も含めて、川本先生の御意見もそうですけれども、やはり全般をつかむということがしにくい。ただ、今回、初めて参加させていただいて、ライブ感のある議論もあり、非常に感銘を受けたところもあるのですけれども、日本の流通サービス業を見ていく中に当たって、先ほどの舟岡先生の医療行為であれば人時生産性ということのとりようであるとか、あるいは客単価であるということで、いろんな角度から攻められる部分というのは、どこかにヒントがあると思っています。

話がまとまらなくなっているのですけれども、やはり暗黒大陸である流通サービス業のところにもスを入れていくという意味では、統計の部分が非常に大事なところなのだろうと思っています。

舟岡部会長 鈴木さん、何かありますか。

鈴木専門委員 今、海外という話がありましたけれども、海外の統計調査というのはどのように行われているのかと素朴に思いました。

席上配付資料2を見ましても、日本の場合、各省庁縦割りのところがどうしてもあろうと思います。特にBS、PL等に関しましては、税務署というのは基本的にはすべての営利企業についての資料を持っているはずですし、もしかしたら、海外のどこかの国ではそのようなものの活用を行っているのではなかろうか。

これはふと思いついたところなのですけれども、是非その辺を有効に活用して、手間をかけ過ぎずに国民のためになる、そして、国民所得統計の推計にも役立つ統計にしていく必要があるのではないかと思います。

舟岡部会長 笹井さん、いかがですか。

笹井専門委員 私がやっているのは、サービス業の中でも、ここで言うならば娯楽業などのところで、先ほど医療の話が出ましたけれども、少しそういったところに似ている部分もあって、例えば娯楽といいつつ、文化、芸術的な要素があって、そういった統計はこういう企業の調査ではなかなか出てこないの、一旦、美術館や博物館に関しては社会教育基本調査を使ってみたり、そうすると、経済活動としてはどうなのかということがとらえられなくて、普段困っていたりもするので。

そういうことから考えると、一旦、企業や事業所ということも考えなければいけないのかもしれないのですが、その前に先ほど舟岡先生がおっしゃいましたけれども、営利なのか非営利なのかとか、そういったものが今FからRまである業種の中で、本当にモードが違って、まずは一律にざっくりとらえる項目というのが、5年周期でもいいのかもしれないのですが、あった方がいいと思います。

例えば自分の個人の関心からいくと、娯楽業とかそういったものに関しては、どういうビジネスモデルになって、どういった項目をとらえていかなければいけないのだろうというところから、少し議論が始まるのではないかと思います。

済みません。余り深く考えていません。

舟岡部会長 岡室さん、ありますか。

岡室専門委員 私も先ほどおっしゃったパフォーマンスの図り方などが気になるところで、かつて所属していた委員会は、まさにそういう論点だったわけですが、これは先ほど川本専門委員がおっしゃったように、結局、利用者が何を知りたいか。あるいは我々が何を明らかにしたいかという点で見ていくのではないのでしょうか。

例えば学術研究に関しましては、恐らくここに入るのは民間の研究所でしょうけれども、これは難しいのですが、大学であれば、それこそ論文数とか、論文の引用数ですけれども、例えばそういう枠というのが国際的に認められている。医療福祉はわかりませんが、単に設ければいいというわけではありませんから、これに関しても、そこに関わる分析をする際には何が必要かということを個別に突き詰めていくしかないのでしょうか。それさえわかれば、これを5年周期でとるか、毎年とるかというのは入手次第であって、まさに論文数や引用数というのは毎年はかれるものですからやってもいいだろうということになると思います。

なので、一律の議論というのは難しいというのが、本当に正直な感想です。

舟岡部会長 そうですね。今、話に出ました研究者数については、科学技術研究調査ですと、アメリカの研究者を数の上では上回っているという恐ろしい数値が出ています。

土屋さん、何かありますか。

土屋専門委員 今回、特サビで1階、2階、3階という整理をされていましたが、私はこれは非常にいい整理のされ方だと思います。特サビに限らず、サービス業全体を整備するときにも、この考え方というのは必要ではないか。つまり、どこの業種についても通用するものと、それぞれの業種、産業に特異なものという整理のされ方が必要ではないか。

ただ、これだけサービス業はいろんな業種がありますから、それぞれの業種に特化した調査票というふうにしていきますと、それぞれの調査票がますます細かくなっていくわけです。

一方で、今回特サビ1つの調査として行うのであれば、いろんな業種を何で1つの調査でやるのか。1つの調査でやることによるメリットを何かね。サービス業については異動が激しい。先ほど副業という話がありましたけれども、そういった副業みたいなものをとるところと一緒に調査でやることによって生かすというようなことが必要ではないか。

どこまで共通にして、どこからは特化していくのか。1つの調査として一緒にやるのであれば、一緒にするメリットが必要ですし、どこまで細かくするのかというのは、利用者がその統計を具体的にどういうふうに使っていくのかという点から、どの辺まで細かくしていくのかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

舟岡部会長 特サビで3階建てによって、ある程度の整理が可能だったと思います。同じく、私は経済産業省に企業活動基本調査も3階建てで構想したらどうかとかねがね提案していて、その場合の2階、3階の設計は特サビとは違うと思います。先ほど岡室さんがおっしゃったように、企活の対象のような、一定規模以上の企業だったら兼業として、いろんなアクティビティーを行っていますから、3階建ての部分は、当該業種の主ではない活動までとらえられるような調査設計にすれば、業種横断的に製造業まで含めて、農林漁業まで含めてかどうかわかりませんが、建設業まで含めて全産業にわたってとらえると、従たる業務、アクティビティーベースまで含めて活動の実態が明

らかになるだろう。そうした活動は多分3階建ての企業を単位とした統計調査からとらえられると
思っていて、そのような方向で企業活動基本調査が整備されることを個人的には期待しております。

何かほかにありますか。どうぞ。

川本専門委員 こういう議論なので、申し上げたいことができちゃったのですけれども、今、
日本経済の課題は、とにかく成長しなければいけないということです。それにどれだけこういう統
計が寄与できるのかということだと思います。

そうすると、現在の経済の効率をどれだけよくするのかということ。

もう一つは、将来において、変革に寄与できるのか。ということは、統計的にいうと、変化を見
落とさないということだと思います。

この2つを網羅しているということが一番大事なことなのではないかと思います。

社会経済的には、勿論、成長していくということなのだけれども、社会的には雇用がどれだけき
ちんと守られているのかということも必要だと思います。

企業体として税金をどれだけ納めているのかということが把握できる。それは企業活動のそのも
のです。

それとともに、それだけではなくて、雇用の面からNPOとかそういうものもあるという組み立
てをしていって、どれだけ落さないかということだと思います。

今日は自分の頭の整理みたいになってしまいました、済みません。

舟岡部会長 そのとおりだと思います。特サビの3階建て部分がサービス業の中で業態変化を的
確にとらえるような調査事項を随時設定するということでしょうし、2階建ては時系列で変動を追
って、ほかの項目と組み合わせると因果関係がある程度把握できて、非常に伸びている事業所は、ど
んな属性を持つ事業所であるのか。そのほかの変化としてどのような活動内容が顕著な事業所であ
るのか。統計結果のうまい表章の仕方でも成長している事業所とそうではない事業所についての情報
が得られるような、そういう統計調査になると非常に使い勝手も出てくるのだろうと思います。お
っしゃるとおりです。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

内閣府 内閣府のSNAの立場から、若干要望というか、現状の状況で御説明させていただきま
すと、SNAは御承知のとおり、産出額のほかに、ここに書いてありますけれども、経費というも
のも必要になってまいりまして、生産性分析等も多分経費的な構造を分析することが必要とされる
と思います。

御承知のとおり、サービス業の場合、経費に相当する調査というものが、今回の特定サービス産
業実態調査と、あと包括的なものは企業ベースのものしか多分ないと思っていまして、そうなっ
てまいりますと、5年一度の経済センサスといったものをベースとして整備していくという視点に立
とうかと思っておりますけれども、毎年の調査についても、精度よくやっていくというのが1つ課
題になっております。

あと、売上の方につきましては、サービス産業動向調査が導入されたということで、かなり改善
があると思っておりますので、内閣府といたしましては、今の統計の整備の方向というのは前進的に

進んでおると認識しております。

舟岡部会長 どうぞ。

犬伏統計審査官 政策統括官室ですが、実はサービス業統計の整備についてということで、一昨年の後半期に学識経験者、関係省庁に御参加いただき、私どももサービス業統計の整備についてどうするかという議論をやらせていただきました。

20年3月に一応とりまとめの報告を出したわけですが、その際に出された意見として、やはり月次ベースの業種横断的な調査というのは、統計局のサービス産業動向調査で従業者数と売上高については、業種横断的にとれるようになった。

勿論、その時に経産省の月次の特サビ動態統計調査とどう調整するかという議論があるのですが、これは先ほど出ましたようにアクティビティーベースでいいのかどうかといった、その辺の議論を整理しないとイケないだろう。

それから、母集団名簿というものがまだ十分ではないということもございまして、そういったものについては、21年の経済センサスの結果を踏まえながら、どう整備していくのかということが課題だろう。

年次のサービス業統計については、今回の特サビ実態を含めて、各省がいろんなニーズで調査がやられている。そのほかに、年次ベースで業種横並びで、どういう業種について、どういう事項をとらないとイケないのか。その辺のニーズというのは、必ずしも明確になっていないのではないかと。そこが明確になった時に、業種横断的な把握という話が出てくるのではないかと。

このような議論だったと思います。

それから、先ほども議論に出ていましたけれども、サービス業の生産性のアウトプットというのは、何で測るのか。サービスの質なり価格、生産量というのは、何で測るのか。これも課題だという話になりまして、今回の基本計画の中でも、そういったサービスの生産性等をどのように把握するかについて検討すべしという指摘をいただいております、これも私ども統括官室の中で調査研究をやらないとイケないと思っております。

ということで、サービス産業統計の整備というのは非常に難しいというのが、正直なところです。

舟岡部会長 こういう変化の激しい時代ですので、各省が所管している業種が、入れ子になってきていて、それぞれ所管する業種だけとらえていても実態がわかりにくくなってきている。そういう時代になっていると思います。ですから、これからは各府省が協調して、今以上に第3次産業をどうやって見えるようにするか。そのことに努力していただくとありがたいと思います。

厚生労働省から何かありますか。

厚生労働省 特にございません。

舟岡部会長 文科省はありますか。

文部科学省 特にございません。

舟岡部会長 日銀はありますか。

日本銀行 一言だけございます。この表で見ると、金融統計のところ結構真っ白に見えますけれども、金融統計については、ほとんどの部分が統計調査ではなく、業務統計の形で出されてお

ますので、そのことだけ申し添えたいと思います。

舟岡部会長 金融だけはサービスとは別でしょうから、これは区分してとらえる必要があるかもしれない。

国交省、いかがですか。

国土交通省 特にございません。

舟岡部会長 不動産については統計が未整備ですね。

国土交通省 済みません。不動産関係の方は分野がちよっと違うので、そのところはわかりません。

舟岡部会長 そうですか。運輸業もいまひとつ足りないところがあると思います。

国土交通省 今、その話をしようかと思っていました。

舟岡部会長 お願いします。

国土交通省 業種横断でここまでできるというのは、皆さんのおかげで、やっとここまでできたと思っております。そのプラス分が未整備だというのは、重々承知しております。

その辺をどうするかというのを省内でもこれから議論していこうかと思っているのですが、先ほど審査官がおっしゃられたとおりの話で、この先をどうするかというのは、皆さんと協調また協力しながら、よりよいものをつくり上げていく体制をつくろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

舟岡部会長 是非お願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

今ここで伺いました意見等については、必要に応じて、部会長メモに取り込んで、統計委員会に報告にしたいと考えておりますので、御了解ください。

本日は、答申案に係る審議ばかりか、いつも時間を延長して申し訳ありませんが、フリーディスカッションにも御参加いただき、ありがとうございました。5月11日の第22回統計委員会に答申案とともに、部会長メモの中で、本日はいただいた御議論を報告させていただきたいと思います。

最後に事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

犬伏統計審査官 本日が最後の部会ということでございますので、これまで配付させていただいた資料につきましては、ドッチファイルにとじた形で、後日送付させていただきますので、そのままにしておいていただいて結構でございます。

舟岡部会長 これまで4回にわたる部会審議に御出席、御協力いただきまして、ありがとうございました。以上で閉会といたします。